おり、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成26年７月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、コアジサシ、ハネビロエゾトンボ、コガタノゲンゴロウ、ミズスマシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているゴマクサ及びオナモミその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。これらについて本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は軽微とされている。

加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺で学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が21箇所存在するが、このうち４箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る17箇所についても鹿児島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、鹿児島県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成８年11月22日に都市計画決定され平成25年12月20日に変更決定された都市計画と、車線数及びのり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、施行箇所の決定に当たっては、都市計画決定された区域の範囲内において、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案されたものであり、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、志布志市、曽於郡大崎町及び鹿屋市と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生していることなどから、出来るだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、鹿屋市長を会長とする東九州自動車道鹿児島・宮崎建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の用件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鹿児島県志布志市役所、同県曽於郡大崎町役場及び鹿屋市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰並びに志布志町安楽字見帰、字宮ノ上、字下堀、字坂上、字下原、字八ヶ代、字勢園、字三郎丸、字水神松、字小牧及び字稲荷地内

鹿児島県志布志市有明町野井倉字次五、字甚堀、字上苑上、字鎌迫、字木森、字田尾、字山元及び字田尾下並びに有明町蓬原字中牟田及び字春日堀地内

鹿児島県曽於郡大崎町菱田字上正坂下、字宇都口、字実吉堀、字家戸原及び字境添並びに井俣字平良上、字平良宇都、字平田、字六反田、字坂上及び字宮脇地内

○国土交通省告示第三十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十二において準用する第二十六条の九の規定により、同法第二十七条の三十一第三項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十七条の三十二において準用する第二十六条の二十一第二号の規定により、公示する。

平成二十七年一月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録番号　２

二　登録経営状況分析機関の名称　株式会社マネージメント・データ・リサーチ

三　変更後の代表者の氏名　中島　賢一

○国土交通省告示第三十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1269	ＡＬＣパネルを用いた鉄骨造の界床による遮音構造に応じて評価する方法	８－１　重量床衝撃音対策	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目３番５号	平成27年１月６日

○国土交通省告示第三十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5304号	蓄電池一体型非常照明装置	ＢＧＬＤＬ01	株式会社高工社	大阪府東大阪市御厨東一丁目９番49号
第5305号	〃	ＢＧＬＷＬ01	〃	〃